

令和5年度第1回あきる野市総合教育会議 会議録

- 1 開催日 令和6年2月6日(火)
- 2 開始時刻 午後3時00分
- 3 終了時刻 午後4時25分
- 4 場所 あきる野市役所 504、505会議室
- 5 出席者 市長 中嶋博幸
教育長 丹治充
教育長職務代理者 小西フミ子
委員 坂谷充孝
委員 岡部秀敏
委員 田島弘之
- 6 欠席者 なし
- 7 事務局職員 企画政策部長 川久保 明
企画政策課長 吉岡 克治
子ども家庭部長 長谷川 美樹
子ども政策課長 荒井 伸良
子ども家庭支援センター所長 石山 和可子
教育部長 渡邊 浩二
指導担当部長 三品 孝之
生涯学習担当部長 遠藤 文寛
教育総務課長 木村 紋子
教育総務担当課長 石川 尚昭
指導担当課長 佐藤 宗一郎
生涯学習推進課長 沖倉 英基
スポーツ推進課長 一瀬 秀和

(会議録)

川久保企画
政策部長

皆様、こんにちは。

定刻前ですが、皆様おそろいですので、ただいまから令和5年度第1回総合教育会議を開催いたします。

本日は、お忙しい中、総合教育会議へご出席をいただきまして、ありがとうございます。

まず、本日の会議資料について確認をさせていただきます。

まず「次第」がございます。それから、「資料1 いじめの未然防止、早期発見・解決に向けた対策」「資料2 こども大綱について」「資料3 誰一人取り残さない学びを保障する不登校対策について」「資料4 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）について」「資料5-1 あきる野市中学校部活動の地域連携について」「資料5-2 あきる野市中学校部活動の地域移行（あきる野版地域部活）」の7点を机上にご用意しております。資料はおそろいでしょうか。不足してありましたら事務局にお申し付けください。

それでは、次第に沿いまして進行をさせていただきます。

次第2「挨拶」として、市長からご挨拶をいただいた後、引き続き、会議の議長として、次第3「協議・調整事項」の進行をお願いいたします。

中嶋市長

皆様、こんにちは。市長の中嶋です。

本日は、ご多用の中、皆様には、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

総合教育会議につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、平成27年4月に設置をし、これまで、「教育大綱」の策定などについて、協議・調整を行ってきております。

現行の教育大綱につきましては、第2次あきる野市総合計画の策定に伴い、令和3年度の総合教育会議において必要な見直し・修正を行い、本市の実情に即したものとなっております。

また、昨年12月に策定されました「こども大綱」の考え方も含まれていることから、今後も、この教育大綱が示す方針に沿って、教育長、教育委員会の皆様とともに、教育行政を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

本日の協議・調整事項については、3件となっております。

1件目は「いじめ対策について～いじめの未然防止、早期発見・解決に向けた対策について～」、2件目は「不登校対策について～誰一人取り残さない学びを保障する不登校対策について

～」、3件目は「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）について」です。

本日の議題になっているいじめや不登校の対策につきましては、令和5年12月に策定されたこども大綱におきましても、市長部局と教育委員会が連携し、全ての学校において、いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図るものとし、いじめの積極的な認知と早期の組織対応、相談先の確保など、いじめ防止対策を強化することとされております。

また、不登校のこどもへの支援として、不登校は、どのこどもにも起こり得るものであり、不登校のこどもも含めた全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう、教育支援センターの設置促進・機能強化を図り、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談ができる環境の整備などの強化が必要であるとされています。

市といたしましても、市長部局と教育委員会で連携を図り、子どもたちが安心して学校に通える環境づくりに努めていきたいと思っております。

本日は、市としても、今後、策定作業に着手する「こども計画」を思い描きながら、各協議事項について、教育委員の皆様のお話をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

中 嶋 市 長

それでは、ここから進行役を務めさせていただきます。

本日は、傍聴の希望がありますので許可したいと思います。

それでは、次第「3 協議・調整事項」に入ります。

はじめに、「（1）いじめ対策について ～いじめの未然防止、早期発見・解決に向けた対策について～」です。

それでは、はじめに、いじめの未然防止、早期発見・解決に向けた対策について、指導担当部長から説明をお願いします。

三品指導担当
部 長

それでは、本市におけるいじめの現状と、いじめの未然防止、早期発見・早期解決に向けた対策について説明します。

まず、いじめの認知件数について、小学校では令和2年度から令和4年度にかけて認知件数は増加しております。中学校では、令和4年度は若干、減少しました。認知件数については、いじめの定義に基づき、軽微ないじめも見逃さないという姿勢で積極的に認知するよう各学校に指導しているところですので、ここ数年の指導の結果、増減はありますが、精度が上がってきていると捉えております。

これら、いじめの発見のきっかけは、アンケート調査によるものが最も多く、次いで、本人や保護者からの訴え、本人以外の児

童・生徒や本人以外の保護者からの情報提供によるものとなっております。

次に、いじめの主な態様については、「冷やかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、令和4年度に認知したいじめ642件のうち、約50%を占めております。次いで、多かったのは、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」「仲間外れ、集団による無視をされる」でした。

次に、教育委員会におけるいじめの未然防止や早期発見・早期解決に向けた取組についてです。

第1に、いじめの状況調査です。毎月、全校から新規の認知件数や内容、及び継続案件の解消状況等について各校から報告を受け、現状把握に努めるとともに、適宜、指導・助言を行っております。

第2に、いじめの未然防止のために、各校において学校いじめ問題対策委員会を定期的に開催するよう周知徹底し、組織的にいじめ問題の未然防止の取組を推進するとともに、日常的に相談しやすい環境の中で、いじめから児童・生徒を守り通す教育相談体制の充実を図るよう指導・助言しております。

第3に、いじめ防止対策推進法に規定されているいじめの定義に基づき、確実にいじめを認知しているか、校長及び生活指導主任等に対し、確認するよう周知しております。

第4に、いじめの重大事態が起きた場合に備えて、迅速かつ丁寧に対処できるよう、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を活用して周知徹底を図っております。

いじめの定義に基づく認知については、先程も触れましたとおり、「軽微ないじめも見逃さない」という姿勢で、積極的に認知し、早期に対応・解決に向けて動かなければなりません。現在の法律では、④の社会通念上のいじめに加えて、①から③のいわゆる法令上のいじめについても、いじめに該当する場合があることを、改めて各学校で共通理解を図り、より積極的な認知に努めているところです。もちろん、各学校は、認知したいじめについて、早期に対応を図り、解決に向けて取り組むことが大切です。

被害・加害ともに、心のケアを中心とし、誰もが安心して通える学校となるよう、日々未然防止の観点からよりよい人間関係や集団づくりに努めてまいります。

説明は以上です。

説明が終わりました。

中 嶋 市 長

先ほどの挨拶の際にも触れましたが、こども大綱の中では、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携推進など、いじめ防止対策を強化することが必要であるとされています。

このように、いじめには早期発見などが重要であると思いますが、いじめの兆候が見られた場合に、私たち大人が子ども達にどう向き合うかで、その後の展開が大きく変わると思います。私たち大人の望ましい対応はどのようなものか、教育委員の皆様からご意見などをいただきたいと思います。

小西職務代理者から、いかがでしょうか。

小西教育長
職務代理者

私は、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員が共通認識のもとで適切に関わり、いじめについて、しっかりと認知することが必要だと思います。そのためには、日ごろから児童生徒の気持ちの変化に気づいて、その状況を把握できるよう、例えば児童・生徒に1台ずつ配られているタブレット端末を活用するなど、学校生活の中での信頼関係や情報共有が重要だと考えます。

また、学校では、定期的なアンケートや相談ができる場を設けて、実態の把握に努めることや、児童・生徒がいじめを訴えやすい環境や雰囲気をつくるのが今以上に必要だと思います。それから、学校だけではなく、地域の中でもいじめの問題の重大性だとか重要性の認知を広めていくことが必要だと考えています。より多くの大人が子どもの家庭環境など様々な背景を理解して、相談を受け止めることができるよう、関係機関が連携協働する体制をより強化していくことが必要だと考えています。

中嶋市長

ありがとうございます。

続いて、坂谷委員、いかがでしょうか。

坂谷委員

いじめについては、「見守る」は「放置」と同義にとらえ、必ず大人が介入して解決する必要があると考えます。いじめを受けた側に対しては、人格をしっかり肯定し、寄り添い、その話を聞くことで心理的損傷を取り除き、いじめた側に対しては、その人格を否定するのではなく、行った行為について、何がいけなかったのかをしっかりと理解させる指導、つまり、行為に至った理由を追及してそれを取り除き、いじめの再発を防ぐことが必要だと考えます。

中嶋市長

ありがとうございます。

続いて、岡部委員、いかがでしょうか。

岡部委員

教育現場では、いじめに対する認知が高まり、その対応力も高

まってきたと思います。そのため、もちろん状況にもよりますが、認知件数は増えているけれども、大事になることが少なくなっていると感じています。

社会で大人が、「いじめ」に対する認識を再確認していきながら、子どもに声かけをしていくこと、学校や関係機関に働きかけていくこと、それを受け止めていく環境づくり、そういったものが必要だと思います。つまり、いじめに対する大人の共通理解、いじめを許さない機運づくり、関係機関の協力が必要だと考えます。

中 嶋 市 長

ありがとうございます。

続いて、田島委員、いかがでしょうか。

田 島 委 員

他の委員さんも言われましたが、まず、いじめの兆候の早期発見、これは絶対的な譲れないところだと考えています。その早期発見に向けて、一つは、学校、地域社会を含む社会全体でいじめを許さない雰囲気、そうした土壌を醸成すること、そして、家庭、学校、地域で子どもの変化を見逃さないこと、これらが重要だと思います。

そして、その対応としては、子どもが相談しやすい多様な相談体制を構築すること。家庭、それから、担任やスクールカウンセラーを含めた学校、この二者だけに限らず、地域においても相談できるキーパーソンを増やすことや、家庭、学校、関係諸機関の間で迅速に情報を提供し、その情報を共有して、様々な側面から対応を協議することが大事だと思います。そのためには、学校と保護者の信頼関係を日頃からしっかりと築いておくことが重要だと考えます。

中 嶋 市 長

ご意見ありがとうございます。

いじめに対する私たち大人の望ましい対応について、教育委員の皆様から、ご意見をいただきました。

私も大人の一人として、もしも子どもたちがいじめの兆候があった場合には、その子に寄り添い、まずはしっかりと話を聞いていきたいと思います。また、「いじめ」に対する認識や「いじめを許さない」という機運が社会で更に醸成されるよう、努めていきたいと思います。

今後、市としましても、このように社会環境を整えていく必要があることから、「こども大綱」を勘案し、こども計画を策定していくこととなります。ちなみに令和5年12月に策定された「こども大綱」がどのようなものか、子ども家庭部長から説明をお願いします。

長谷川子ども
家庭部長

それでは、こども大綱の概要について、内閣府特命担当大臣加藤大臣の言葉を引用しながらご説明させていただきます。

「こども大綱」では、これまでにはない、初めての試みとして、まず第1に、目指す「こどもまんなか社会」の姿を、こども・若者の視点で描き、それに対応する目標を定めました。

第2に、こども・若者が「権利の主体」であることを明示するとともに、こどもや若者・子育て当事者と「ともに進めていく」としました。

第3に、政策に関する重要事項について、こども・若者の視点でわかりやすく示すため、こども・若者のライフステージごとに提示しました。

第4に、こども大綱の下で具体的に進める施策について、今後、毎年、「こどもまんなか実行計画」を策定し、骨太の方針や各省庁の概算要求などに反映することにしました。

第5に、こども・若者、子育て当事者を始めとする様々な方々から、対面・オンライン・チャット、児童館や児童養護施設への訪問など、様々な方法で意見を聴き、いただいた意見を反映するとともに、こどもや若者にもなるべくわかりやすくフィードバックしました。としています。

それでは、資料2をご覧ください。こども大綱において、「いじめ防止」に係る項目につきましては、2「こども施策に関する重要事項」の(2)ライフステージ別の重要事項の②学童期・思春期の上から5つ目の「いじめ防止」になります。なお、その下が「不登校の子どもへの支援」となります。内容につきましては、市長のご挨拶、又説明にあったとおりでございます。

最後に、加藤大臣は、こども政策の推進にあたっては、教育基本法に基づく教育振興基本計画とも連携しながら、全てのこども・若者のウェルビーイングの向上を図っていけるように取り組んでまいります。と、しております。

説明は以上です。

中嶋市長

子ども家庭部長から「こども大綱」について説明がありました。「こども大綱」では、市長部局と教育委員会が連携した「いじめ防止」の取組が述べられています。

教育委員の皆様が、いじめ防止に関して、市長部局に期待することはどのようなことでしょうか。

小西職務代理者から、いかがでしょうか。

小西教育長
職務代理者

確かに、教育委員会だけでなく、地域などでもいじめの相談から解消までの取組に関われるように、たとえば、警察や児童相談

所、医療機関など外部の専門機関との連携をより強化して、それぞれの役割の中で、いろんな議論を交わしながらいじめの防止対策に向き合っていけるようにしなければならないと思います。そのためには、場合によっては予算措置が必要かもしれないと考えています。

また、大人が子どもと関わるということでは、教員補助員やスクール・サポート・スタッフなどの教員の業務を補助する職員を増やして、様々なことに対応しなければならない教員の負担を、少しでも軽減するという取組も効果につながるのではないかと思います。

中 嶋 市 長

ありがとうございます。

続いて、坂谷委員、いかがでしょうか。

坂 谷 委 員

いじめなど、不安や悩みの相談先として、秋川と五日市に、それぞれ教育相談所がありますが、土日祝日は閉まっています。また、開所時間も9:00～12:00、13:00～17:00で、子どもが相談しやすい時間とは言えないと思います。

住み暮らすあきる野市が、24時間365日体制で子どもに寄り添っている事実が、安心につながると思います。

なかなか難しいとは思いますが、そのための具体的な施策、たとえば、人員配置や予算措置、施設の整備などがなされることを期待します。

中 嶋 市 長

ありがとうございます。

続いて、岡部委員、いかがでしょうか。

岡 部 委 員

学校には、これからもいじめ防止教育や対応の継続を期待します。子どもの心理的な面や病気、あるいは、身体や精神を含めた障がいといった状況、また、家庭の経済的な状況など、多種多様な要因があると思います。

他の委員も言われていましたが、それぞれに対応する専門家や専門的な機関による研究や提言も必要だと思います。現在も、予算措置などされていると思いますが、専門的な人・物・場所のより一層の充実を期待したいと思います。

中 嶋 市 長

ありがとうございます。

続いて、田島委員、いかがでしょうか。

田 島 委 員

地域で各種相談窓口の体制の充実を図って、「どこかに助けてくれる人がいる」と思う子どもの割合を増やすことが重要であると考えます。子どもや保護者の相談支援を強化するために、その人員配置は早急に対応すべきだと思います。また、縦割りではなく、横の連携をしっかりと行うことが大切だと思います。

また、地域において、学校、各種相談窓口、SSWを含めた包括的な支援体制を構築して、関係諸機関同士での連携を強化することも必要です。

子どもや保護者の相談支援を強化するための人材確保が必要な場合、広域連携や、人材派遣などの検討も必要だと思います。

子どもや保護者が、学校や教育委員会等に相談しても、明快なアドバイスがない場合もあるはずです。もしそうであれば、学校、各種相談窓口の相談・支援に携わる担当者の専門性の向上という意味からも、教員や担当者が一人一人の問題をきちんと解決に導くスキルを持つことが大切です。

中 嶋 市 長

ご意見等ありがとうございました。

教育委員の皆様から、市長部局に期待することについてのご意見をいただきました。

相談体制の強化や、子どもや保護者を支える人材の育成・確保が必要ということでしたので、教育委員会における取組の進捗をみながら、対応を考えていきたいと思えます。

それでは次に、「(2)不登校対策について ～誰一人取り残さない学びを保障する不登校対策について～」です。指導担当部長から説明をお願いします。

三品指導担当
部 長

それでは、本市における不登校の児童・生徒の現状とともに、「誰一人取り残さない学びを保障する不登校対策」の取組について説明します。

ここで示しているとおり、本市の不登校児童・生徒の数は、増加傾向にあります。そこで、改めて本市の不登校対策における関係機関等の位置付けや役割を整理し、再構築しましたので御説明いたします。

まず、教育支援センターについてです。本支援センターは、せせらぎ教室、教育相談所、社会福祉士であるスクールソーシャルワーカーが一体となり不登校の児童・生徒及びその保護者の支援を行っております。また、令和4年度から、カラフルルームを立ち上げ、不登校児童・生徒の居場所機能を拡充したところです。しかし、現状は、せせらぎ教室に入室登録はしているものの、定期的に通えている児童・生徒はその半数程度となっております。そこで、令和6年度から、インターネットの仮想空間上に「バーチャル・ラーニング・プラットフォーム」を用意し、家庭にしながら、一人一台端末を使って、せせらぎ教室の指導員とつながることを可能にすることで、居場所機能をさらに拡充し、多様な児童・生徒の実情に応えてまいります。

御覧いただいているように、仮想空間の教室の中にアバターとなった児童・生徒が自由に動き回ります。中では、学習に取り組むスペースがあり、支援する指導員に学習内容等について質問できたり、相談をしたり、アバター間でのコミュニケーションがとれるようになります。現在は、イメージとなっていますが、この空間が児童・生徒の学びの場や心の居場所の選択肢の一つとなるよう取り組んでまいります。

次に、各学校における不登校対策を推進するための校内教育支援センターの体制について説明します。現在、全ての学校において、管理職、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、関係教員等が定期的に集まり、不登校の児童・生徒について情報を共有し、対策等を検討する校内不登校対策委員会を開催しております。また、東京都のスクールカウンセラーを全校に配置し、児童・生徒及び保護者の心のケアを行っております。さらに、令和6年度からは、現状、一部の学校で取り組んでいる保健室や教育相談室などを活用した居場所機能について、「校内カラフルーム」として、どの学校でも教室に入りづらい子どもの居場所づくりを進めてまいります。そこでは、申請のあった学校については、東京都の補助金を活用した校内別室指導支援員を配置するなどして、学習のみならず、児童・生徒の個別の対応やクールダウンするまでの寄り添った支援など、心の居場所としての機能を充実させることが考えられます。

令和6年度から、各学校に校内カラフルームを設置し、校内教育支援センターとして組織的な不登校対策を推進するに当たって、これまで教育支援センター内での指導を担ってきたせせらぎ教室の指導員を定期的に巡回させ、各校の現状把握をより効果的に行うとともに、各校の不登校対策の支援の充実を図ってまいります。

次に、令和6年度から東京都の新規事業を活用した取組について2点説明します。

1点目は、不登校対応巡回教員の配置についてです。市内中学校1校を拠点校とし、そこに不登校対応巡回教員1名を配置します。巡回教員は、令和6年度については、拠点校に加えて市内2校の中学校を巡回し、各校の不登校対策の支援等を行います。この施策の目的は、「不登校生徒の出現率の抑制」「不登校生徒の継続数の減少」「専門機関等との連携の促進」の3点です。また、巡回教員の取組は、主に「新たな不登校を生じない取組」「多様な学びの場を確保する取組」「連絡及び研修会への参加」

「実績の成果等普及・啓発」の4点です。これらの取組は、指導室の管理下で、課題の把握とともに、学校と関係機関が、より機能的に働き掛けられるように推進してまいります。

2点目は、チャレンジクラス「東京型不登校特例校（校内分教室）」の開設についてです。チャレンジクラスは、市内中学校1校に開設し、次の3点を行います。第1は「不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるようなゆとりある生活時程を実現し、実態に応じた支援を行う。」。第2は「正規の教員が担任となり、授業を行います。また、養護教諭やスクールカウンセラー等も生徒の支援を行います。」。第3は「生徒一人一人の学習状況に合わせた個別学習やグループ別学習などを行うほか、生徒の興味や関心に合わせた様々な体験活動等を通じて、生徒のチャレンジ意欲を育みます。」。チャレンジクラスでは、不登校のお子さんが社会的に自立できる力を育てていくために、お子さんの状況に合った独自の教育課程（カリキュラム）を編成します。現在、そのカリキュラムの案を検討し作成しているところです。また、チャレンジクラスの1日の生活時程についても、通常の学級に比べてゆるやかなものとなるよう検討しているところです。校内別室学級の開設により、「登校日数の増加」「学習内容の定着」「学校内外の機関等による相談・指導等を受けていない生徒の解消」などの実現を目指してまいります。今後は、令和6年度は、せせらぎ教室の利用者等を対象予定とするとともに入級に係る手続きや周知方法等に関する検討委員会の設置を行い、令和7年度以降は、市内全中学校から段階的に受入開始をするなど、段階的に拡充していく予定です。

このように、誰一人取り残さない不登校対策を教育委員会と学校が一体的に推進してまいります。

説明は以上です。

中 嶋 市 長

説明が終わりました。

不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、不登校はどの子どもにも起こり得るものと認識しています。不登校になったとしても、全ての子どもが教育を受ける機会を確保できるよう、学校復帰にこだわるのではなく、何らかの形で社会との関わりを持ってもらえるよう工夫し、社会的自立を目指す必要があると考えています。

こうした中、近年、本市の小・中学校においても不登校が増加傾向となっていますが、その現状をどのように捉えていますでしょうか。教育委員の皆様からご意見などをいただきたいと思います。

す。

小西教育長
職務代理者

小西職務代理者から、いかがでしょうか。

不登校の子どもは、今後増加していく傾向にあると思います。不登校の背景には、子どもたちの無気力、学習意欲の低下、保護者の意識の変化など、多様な問題があることから、きめ細やかな支援の必要性や、児童・生徒の状況から必要としている支援をしっかりと見極めて、適切な支援をおこなっていくことが必要であると考えます。せせらぎ教室だけでなく、様々なニーズに応えられるような学校以外の居場所に子どもが、社会的自立に向けて成長していけるよう、柔軟に対応する仕組みや組織作りが必要だと考えます。

中嶋市長
坂谷委員

ありがとうございます。続いて、坂谷委員いかがでしょうか。

確かに、児童・生徒数は減少していますが、学校に行かないことを選択する児童・生徒数は増加していて、不登校の発生率は年々増加しています。これは、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」や、「不登校児童・生徒への支援の在り方についての通知」に従い、「学校以外の場で教育を受ける機会を確保する」「社会的自立を目標とする」という国の流れに沿い、登校を渋る児童・生徒を、無理やりにも学校に行かせるのではなく、児童・生徒の選択を尊重している結果の数字ととらえることができます。

しかし、果たしてここに挙げられている児童・生徒全てが、学ぶ機会を得られているか、保護者、教育機関、行政が普通教育を受けさせる義務を果たしているかは、確かではありません。

また、近年、教育を受ける権利を持っていながら、「教育を受けたくない」「教育を受ける権利を放棄したい」と考えている子どもたちがいると聞きます。

学校に行かないことを選択する児童・生徒に対して、普通教育を受けさせる義務の履行を100%達成することが必要だと考えます。

私の仕事上、考えていることがあるのですが、毎年およそ98%の幼児が就学前に幼児教育保育施設等に通園しています。発達段階、年齢、親と子の関係など複数の要因が絡みますが、不登園で個別の支援対応が必要なケースは年間で、子家セン問合せ2～3件、各園0～1件と極少数です。しかし、就学後には不登校に陥ってしまうケースが発生しています。教育委員会および幼児教育保育施設、学校はこれまでも幼児期の教育と児童期の教育を円滑に接続する取組を行っていますが、他の業務に追われて情報

交換が主になっており、子どもたちが円滑に就学期を迎えられるには新たな施策が必要です。そこで、思いとしては、幼児教育センターを設置、幼児教育アドバイザーを配置して、あきる野版幼・保・小接続プログラムを確立、各学校施設に浸透させることで、円滑な移行、子ども達のウェルビーイングを達成できるものと考えます。国の施策、都の施策とも合致しておりますので、こうした仕組みにも目を向けてほしいと思っています。

中 嶋 市 長
岡 部 委 員

ありがとうございます。続いて、岡部委員いかがでしょうか。
皆さんが言われるとおり、現在、全国的に不登校が増加傾向にあると思います。関係者が手をこまねいているわけではなく、何らかの対応をしようとしていると思っています。多様性の時代に、子どもが自らの生き方に向き合う中で、ある時期から自らの個性との違和感を感じたり、生き方の方向性に迷ったりすることで不登校となっていることも考えられます。

こうした中で、より個々に寄り添った対応が求められているのではないかと思います。そのためには、原因をしっかりと調査し、対応策を検討する体制と人員を整えていく必要があるのではないかと思います。

中 嶋 市 長
田 島 委 員

ありがとうございます。続いて、田島委員いかがでしょうか。
最終的には「社会的自立」を目指す過程の一つとして「学校復帰」があるのだと考えます。ただし、必ずしも学校に復帰ということにこだわらず、様々な居場所があればよいと思います。

本市においては、不登校児童・生徒にとっての対応窓口として、教育支援センター（教育支援室、教育相談所）が重要な働きを担っていると考えています。

教育支援室に通室する児童・生徒を分析すると、不登校の原因が多様化・複雑化してきていると思われれます。そして、増加しているのは事実です。人間関係の構築が苦手だったり、コミュニケーション力が不足していたり、感覚過敏だったり、あるいは、家庭の教育力不足やネグレクトだったり、問題行動だったり、これらに加えて何らかの「困り感」を抱えている児童・生徒が少なくないと思います。発達障害による「困り感」のある子どもをゼロにすることは困難ですが、関係諸機関が適切に連携を図ることが重要です。

しかし、あくまで対応の主体は学校であると思います。不登校児童・生徒、登校渋りの児童・生徒にとって、学校が居場所作りとして、別室登校、また、不登校支援の観点において、すべての子どもが教育を受ける機会を確保できるよう、ICT等を活用し

た学習支援を行うことが大切です。

また、不登校になってしまった場合、学校では、実態の把握・分析はもちろんですが、どの関係諸機関と連携を図るかの検討・選択もしなければなりません。たとえば、教育相談所、教育支援室、医療機関、子ども家庭支援センター、児童相談所、ケースによっては、すぐに医療機関につなぐべきということもあります。また、関係諸機関が対応していても、児童・生徒の生活の経過の情報交換や今後に向けての対応の相談は常時行う必要があります。丸投げにしないで、学校と関係諸機関との密な連携は極めて重要だと思います。一人一人の人生に寄り添う学校であってほしいと思っています。

「居場所づくり」は重要ではありますが、ずっと「居場所」に留まることができるわけではありません。義務教育の期間にできるだけ“ソーシャルスキル”を身に付けさせたいと考えます。

中 嶋 市 長

教育委員の皆様から、本市の小・中学校における不登校が増加傾向にある現状について、ご意見をいただきました。

不登校には様々な背景があり、学びの確保につきましても、関係機関の連携の強化や、ICTの活用などが必要であるとのことでした。この方策の1つであるバーチャル・ラーニング・プラットフォームについては、不登校児童・生徒の新たな居場所機能の拡充につながるものと思います。教育委員の皆様はこのような支援について、どのようなことを期待しますか。

小西職務代理者から、いかがでしょうか。

小 西 教 育 長
職 務 代 理 者

バーチャル・ラーニング・プラットフォームについては、支援が必要な子どもの居場所や学び場の空間として、子どもたちに、より親しみやすい環境を提供できると思います。仮想空間には、友人と交流できるスペースや、せせらぎ教室の指導員とつながることもできるようなので、社会へつながるためのアプローチの手段として、大きな意味を持つと思います。

今後は、専門家などを招いて研修を進めるなど、新たな取組として進めていく中で、関係者が課題を共有していく必要があると思います。

中 嶋 市 長
坂 谷 委 員

ありがとうございます。続いて、坂谷委員いかがでしょうか。

バーチャル・ラーニング・プラットフォームが居場所機能の拡充にとどまらず、学校に行かないことを選択する児童・生徒に対して、普通教育を受けさせる義務の履行が100%達成できるツールになることを期待しています。

また、感染症等による出席停止期間等の学習支援に活用できる

と良いと思います。

中 嶋 市 長
岡 部 委 員

ありがとうございます。続いて、岡部委員いかがでしょうか。

バーチャル・ラーニング・プラットフォームのような場所とい
いますか、そうした機会による不登校児童・生徒の居場所の拡充
によって、個での生活だけではなく、共同・協力的な学習の場面
が期待されます。しかし、一方では、バーチャルな世界と現実の
世界との環境の理解が必要と考えます。環境整備と活用の仕方と
保護者と地域の理解を如何に進めるかが課題と考えます。

また、その機会の中だけで過ごすことのないような指導の工夫
が必要と思います。eスポーツのようなグループ活動のイメージ
も必要ではないかと思います。

中 嶋 市 長
田 島 委 員

ありがとうございます。続いて、田島委員いかがでしょうか。

教育支援室に通室する児童・生徒の中には、ゲームに熱中する
子どもも少なくありません。そのような実態から、バーチャル環
境は「家から出られない、学校に行けない」という状態から一歩
踏み出せない児童・生徒の居場所の一つになるのではと考えま
す。しかし、次のステップを視野に入れて展開しないと、社会的
に自立する力を身に付けることができずに、バーチャルの中に留
まってしまう恐れもあります。

どの部署が担当し、どのような人材が、どのように対応・運営
するかが大きな課題であると思います。人材については、I C T
の知識、カウンセリングマインド、そして、しっかりとした教育
観を持ち合わせた人材を必要とすると思います。

中 嶋 市 長

教育委員の皆様から、バーチャル・ラーニング・プラットフォ
ームに期待することについて、ご意見をいただきました。

私の世代では想像もできなかった方策であります。学校に來
られない、家から出られない子どもたちにとって、状況を打開す
るきっかけの1つになると思います。

先ほど、指導担当部長からの説明にもありましたように、市に
おきましても、令和6年度から、バーチャル・ラーニング・プラ
ットフォームを活用し、多様な児童・生徒の実情に応えていきた
いと考えております。

引き続き、市長部局と教育委員会において連携して、柔軟な発
想をもちながら、不登校対策に取り組んでいきたいと思いま
すので、教育委員の皆様には、お力添えをいただきますよう、よろし
くお願いいたします。

それでは、次に「(3) 学校運営協議会(コミュニティ・スク
ール)について」です。指導担当部長から説明をお願いします。

三品指導担当
部 長

それでは、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）について説明します。

教育委員会は、教育基本計画（第3次計画）の中で、令和8年度までに市内全小・中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールにすることを目標に掲げています。コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した学校であり、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」への転換を図るための有効な仕組みです。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

学校運営協議会は、保護者代表、地域住民代表、当該校の校長をはじめとする教職員等、複数の構成員の合議によってその意思を決定する組織体です。法律に基づき、教育委員会が学校に設置する学校運営協議会には、主な役割として、「校長が作成する学校運営の基本方針を承認する」「学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる」「教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる」の3つがあります。校長が作成する学校運営の基本方針の承認を通じて、学校や地域、子供たちの状況等についての必要な情報を共有します。そして、学校と地域の協働による取組を進めるための目的・目標の設定や、効果的な手段についての協議を行います。

学校運営協議会の委員についてですが、あきる野市学校運営協議会規則において画面のとおり定めており、教育委員会が任命します。

次に、学校評議員と学校運営協議会の違いについてです。学校評議員が、校長の求めに応じて学校運営に意見を述べるができるのに対して、学校運営協議会は、学校運営や教職員人事に一定の権限をもつ合議制の機関となります。役割としては、学校評議員が校長の求めに応じて個人として意見を述べるのに対して、学校運営協議会は、校長が作成する学校運営の基本的な方針について承認するなど、学校運営について関与します。そして、学校評議員が校長の推薦により、教育委員会が委嘱するのに対して、学校運営協議会委員は、教育委員会が定める規則に基づいて教育委員会が任命します。

次に、今年度のスケジュールについてです。令和5年9月議会におきまして、規則の制定及び関連する条例の一部改正を行いま

した。令和5年10月30日には、学校運営協議会の委員の候補者を対象に説明会を行いました。令和6年1月1日付けで、教育委員会において、学校運営協議会委員の任命を行ったことにより、市内全校がコミュニティ・スクールとしてスタートしたところです。現在、各学校が学校運営協議会を開催し、3月までに、各校長が作成する令和6年度の学校経営方針や教育課程の承認を行うこととなっております。

一方、コミュニティ・スクールは、これだけでは完全とは言えません。学校支援地域本部による地域学校協働活動を推進していく必要があります。生涯学習推進課が主管となり、これまで小学校にはすでに整備しておりますが、令和8年度までに、市内全ての中学校にも拡充し、より多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画して地域学校協働活動を推進する体制を整備してまいります。

このように、学校と地域住民等がこれまで以上に力を合わせて、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に充実させ、「地域とともにある学校づくり」を推進してまいります。

説明は以上です。

中 嶋 市 長

説明が終わりました。

児童・生徒の学習の場である学校のあり方を考えていくために、地域とともにある学校づくり、地域と一体となり、特色ある学校づくりを進めることは、大変重要であり、子どもたちから見ると地域とのつながりを感じられる機会の1つになると思います。また、学校ごとの個性も出てきて、より愛着が増すのではないかと思います。

このコミュニティ・スクールは、令和8年度までに、市内全小・中学校に導入するとのことですが、この取組により、学校がどのような姿に変わっていくことを期待していますでしょうか。

小西職務代理者から、いかがでしょうか。

小西教育長
職務代理者

今後、コミュニティ・スクールそのものがよい形で機能していくことによって、地域と共にある学校づくりが進められて、地域全体の交流や協力の意識が熟成されると思われれます。

例えば、地域の中で社会福祉協議会が行なっている「ふれあいサロン」のような、子どもたちが安心して集まれる場所を提供するなど、地域人材の協力を得ながら居場所機能だけではなく、家族には話せない考えや悩みなどの相談機能も付加されていくのではないかと考えられます。

このような地域の活動が学校の情報収集の機会となり、適切な

支援が可能となるのではないかと思います。

中 嶋 市 長
坂 谷 委 員

ありがとうございます。続いて、坂谷委員いかがでしょうか。

昨今は、生活様式の多様化により、町内会・自治会や消防団など、地域の組織的な活動が希薄化しています。今般、学校運営協議会を導入することにより、学校を起点とした地域の組織力向上が期待されます。

また、子育て世代と地域の方々とが交流することにより、地域の防災力・防犯力の向上も期待できます。

中 嶋 市 長
岡 部 委 員

ありがとうございます。続いて、岡部委員いかがでしょうか。

あきる野市版コミュニティ・スクールに期待することは、一つは、協議会委員に学校の日常活動を知ってもらい、地域の人材・文化・地域のコミュニティなどを含めた地域の情報の提供を期待したいことです。また、学校と地域とのパイプ役として情報の正しいやり取りができる、地域社会と組織的な連携と協働体制や、防犯体制の構築や防災体制の構築などがスムーズに行えるよう期待します。

それから、公立学校の職員は異動が伴います。継続的な学校経営や支援と見守りも期待します。

また、学校運営協議会のメンバーが、コミュニティ・スクールの意義について理解してもらえるが重要です。その上で、学校がより地域になじんでいくことができ、教員と保護者・地域の人々と気軽に交流することができる開かれた学校であり、学校運営に対する意見と共に責任を果たし、子どもを共に育てていく気運のある学校になっていければいいと思います。

中 嶋 市 長
田 島 委 員

ありがとうございます。続いて、田島委員いかがでしょうか。

「開かれた学校」の現状の中には、一方では、学校と保護者・地域との連携に課題が多くあるのも事実です。

コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かして、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていく体制となります。そのため、学校と地域が近い存在となって、力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図る第一歩となることが期待できます。

また、郷土の文化や郷土芸能を学校教育に取り入れ、郷土愛と豊かな心を育てる教育を推進することが期待できます。さらに、学校と地域が一体となることで、地域の見守りや防災体制が今以上に充実していくことも期待できます。加えて、今後はP T Aの在り方についても議論が必要であろうと考えます。

中 嶋 市 長

教育委員の皆様、ご意見等ありがとうございました。

コミュニティ・スクールは、本市にとって新しい取組であります。先程、坂谷委員もおっしゃっていたように、今、社会のあらゆる組織において、会員の減少など、組織を運営していくことの難しさが現実として迫ってきており、人と人とのつながりが希薄な社会になっているような状況にあります。そういった中で、このコミュニティ・スクールは、地域とのつながりを強くするような取組で、これを進めて行くためには相応の覚悟と努力が必要です。この取組を上手く進めていくことができれば、希薄になった人と人とのつながりを取り戻すきっかけになると思うので、よろしく願いいたします。

それでは、次に協議・調整事項の「(4)その他」です。教育委員の皆様、また、事務局から何かありますか。

特にないようですので、次に進まさせていただきます。

以上で、協議・調整事項は終了となります。

ここで、教育委員会の代表である丹治教育長から、協議・調整事項の総括をお願いしたいと思います。

丹治教育長、よろしく申し上げます。

丹 治
教 育 長

それでは、私から、本日の協議事項全体を通しまして、少し述べさせていただきます。

本日の総合教育会議では、それぞれの協議事項に対しまして、皆様から様々なご意見等をいただきました。市長部局と教育委員会が情報を共有し、連携していくという本会議の趣旨を考えますと、私どもが教育行政を推進していく上で、非常に有用で有意義な時間であったと感じているところでございます。中嶋市長には、改めまして、お礼を申し上げます。大変、ありがとうございます。

さて、本日の協議事項であります「いじめ対策」あるいは「不登校対策」更には「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」につきましては、教育委員会が取り組むべき重要な課題であり、その全てを教育基本計画（第3次計画）にも掲げている施策でございます。

まず、「いじめ」であります。平成19年から、いじめの件数の呼称は、「発生件数」から「認知件数」に改められました。また、平成25年にいじめ防止対策推進法が施行されて以降、いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数は増加の傾向にあります。

「発生件数」と表現していた当時から、いじめが社会問題化した後には報告される件数が増えるにもかかわらず、数年経つと件

数が減っていくことから数字の信憑性が疑問視されてきました。また、「深刻ないじめは、どの学校、どのクラス、どの子どもにも起こり得る」と言われていながら、いじめがゼロと報告する学校も少なくありませんでした。単に「数字が多いのは問題」であるとか「数字を減らすことが大切」、あるいは「数字が少なければよい」などの考えではなく、「いじめの認知件数が多い学校は、教職員の目が行き届いている証であり、反対に、いじめの認知がなかったり、いじめの認知件数が極めて少なかったりする学校は、いじめを見逃していないか、再度、確認する必要がある」という趣旨であります。

学校現場におきましては、この趣旨を十分に認識し、軽微ないじめも絶対に見逃さないという強い意思の下、教職員が一丸となって、いじめの未然防止や早期発見、早期対応に取り組むと同時に、学校、保護者の皆様、地域の方々、そして関係する諸機関が「こども大綱」を十分に理解して連携し、社会全体でいじめ対策に取り組める体制づくりが重要であると考えております。

次に、「不登校対策」ですが、今、重要となっているのは、「不登校の児童・生徒全ての学びの場を確保し、学びたい時に学べる環境を整えること」であります。今日のお話の中にもありましたように、現在、本市では、教育支援センター機能の強化を図り、子どもや保護者への支援と相談体制を充実させることをはじめ、学校やせせらぎ教室に通えない子どもの居場所として設置したカラフルルームの増設や、オンライン上の仮想空間を活用し、新たな居場所としての「バーチャル・ラーニング・プラットフォーム」の仮想教室の開設を視野に入れて準備を進めております。また、不登校の子ども一人一人の状況に応じた支援を実現するために、各校に「校内カラフルルーム」を設置することや、更には、東京都の事業であるチャレンジクラス「東京型不登校特例校（校内分教室）」の段階的な導入など、不登校の状況に応じた学びの場を提供する取組の推進を図っております。こうした居場所機能を充実させる中で、しっかりと子どもたちを見守りながら、「誰一人取り残さない学びを保障する不登校対策」を講じてまいりたいと考えているところであります。

最後に、コミュニティ・スクールであります。コミュニティ・スクールは、学校と地域住民などが力を合わせ、子どもたちのより良い環境づくりに取り組む「地域とともにある学校」を目指すための仕組みであります。この目的を考えますと、先程の「いじめ対策」や「不登校対策」も、全てこのコミュニティ・スクール

の意義や役割に大きく関わってくるものと捉えております。つまり、各学校が抱えている課題につきましても、学校を支援していただく方々と課題を共有させていただき、学校が地域と一体となって、その解決策を見出すための取組自体が、引いては、教育活動の質の向上にもつながるものと考えます。

こうしたことも含めまして、今後、学校支援地域本部の整備を進め、より組織力を強化させながら、地域の声を学校運営に生かした特色ある学校づくりを進めてまいります。

終わりに、本日の総合教育会議の開催に当たり、中嶋市長をはじめ、運営等に当たられました市長部局の皆様には、改めまして感謝申し上げます。今後も引き続き、教育委員会の取組に対し、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は、大変ありがとうございました。

中嶋市長

それでは、次第「4 報告事項」に入ります。

「部活動の地域移行について」ということで、生涯学習担当部長から概要の説明をお願いします。

遠藤生涯学習
担当部長

それでは、部活動の地域移行について説明させていただきます。資料5-1をご覧ください。

新聞等で耳にされているかと思いますが、教員の働き方改革の一環であるとともに、少子化が進展する中、地域の力を借りて部活動の存続を進めていこうという取組になります。

「1 背景」につきましては、ほとんどの方が中学校時代に経験してきた部活動は、学校教育の一環として行われ、体力や技術・技能の向上を図る目的以外にも、異なる年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上など、生徒の多様な学びの場・活躍の場として、教育的意義をもっております。しかしながら今日において、教育等に関わる課題が複雑化、多様化し、教員の負担も増え、また、少子化が進展する中、従前と同様の運営体制での維持は難しくなってきており、学校や地域においては存続の危機にきております。これらのことから、望ましい環境を構築するという観点に立ち、部活動の地域連携・地域移行に取り組み、多様な形で最適に実施されることを目指すこととしております。

「2 東京都の方向性」につきましては、令和7年度末までに、都内全ての公立中学校等で、地域や学校の実態に応じて、地域連携・地域移行に向けた取組を実施し、指導体制を整備すること、としております。

「3 あきる野市の今後の方向性」につきましては、令和6年

度を初年度としまして、学校部活動と地域の指導者が連携する「地域連携」により、実施可能な中学校の部活動から主に土曜日の活動について取組を進めていきます。

次に、資料5-2をご覧ください。

令和5年5月から、教育委員会内部、幹事校長会、中学校校長会、あきる野市スポーツ協会、文化団体連盟等と打合せを進めてきました。ステップ1から8までありますが、現在、ステップ4まで終了し、5及び6を並行して進めている状況です。

ステップ1として「現状の把握」、ステップ2として「教職員希望の有無」、ステップ3として「地域指導者の確認」。そして、ステップ4「準備会の発足」については、あきる野市中学校部活動地域移行連絡協議会を立ち上げ、1月12日に第1回目の会議を開催し、顔合わせと今まで個別に調整してきたことのすり合わせ、今後のスケジュール等の確認を行いました。

続いて、ステップ5「組織化」の①については、スポーツ協会内に指導者部門を組織し所属していただく形を考えており、②の「拠点校を選定」、③の「必要経費の算出」については、ステップ6「市の予算化」と併せて、後ほど説明させていただきます。

続いて、ステップ7「指導者の派遣」については、4月以降、スポーツ協会から指導者を部活動に派遣する形になります。最後にステップ8「あきる野市版地域部活の確立」となります。この制度で、部活動を経験した生徒たちが、今度は指導者として地域に戻ってくることを期待しております。

次に、資料5-1にお戻りいただいて、「4 実施方法」をご覧ください。①市が経費を負担します。②活動場所は中学校を基本とします。③市とスポーツ協会が連絡・調整を行い、スポーツ協会内にコーディネーターを配置します。④部活動はこれまでの部活動を基本として、主に土曜日の部活動を実施する際にスポーツ協会から指導者を派遣し、当面の間は部活動顧問とともに生徒の指導にあたります。⑤スポーツ協会のコーディネーターが指導者、中学校等との連絡調整等を行いながら円滑に活動が実施できるよう支援してまいります。

次に、「5 今後のスケジュール」です。2月中には、地域連携する部活を決定したいと思います。4月にスポーツ協会と委託契約を締結し、コーディネーターを配置し、地域連携がスタートする予定です。また、条件が整った部活については、随時追加を考えております。

次に、「6 予算等」になります。スポーツ協会への委託料と

して、令和6年度は約800万円を予定しております。内訳としましては、コーディネーター1名程度で約50万円。指導員謝礼として約700万円、その他全国大会等の指導員旅費として20万円、スポーツ協会事務費として30万円を見込んでおります。

最後に、「7 令和6年度想定される部活動」ということで、現在、部活動の顧問のほかに、部活動指導員又は外部指導補助員が関わっている部活動を中心に、各中学校の校長先生と相談し、できそうな部活動をピックアップし、スポーツ協会等と相談し進めており、内容は記載のとおりとなります。

今後につきましては、1月に開催しました部活動地域移行連絡協議会で話し合うこととなりますが、地域連携できる部活をどう増やし地域移行につなげていくか、また、地域指導員の質及び量の確保と併せて、手を挙げている教員をどのように引き込んでいくか、また、どの時点で、地域連携で進めている地域指導員に土日の活動を任せるか、ということが課題であると考えております。

説明は以上です。

中 嶋 市 長

説明が終わりました。

部活動の地域移行について、何かご質問等ございますでしょうか。

特にないようですので、以上で全ての議題が終了しました。

それでは、以上をもちまして、令和5年度第1回あきる野市総合教育会議を閉会いたします。ありがとうございました。